平成２６年（フ）第１６８３号
福岡市南区高木２丁目14番20号
債務者　橋本　淳子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６８６号
福岡県糸島市前原東２丁目６番26号　102
債務者　宮崎　慎司
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６５６号
仙台市宮城野区銀杏町９番６号　コーポ石山103
債務者　加藤　邦夫
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６６２号
仙台市宮城野区鶴ケ谷８丁目15番地の18　ハイデル鶴ケ谷203
債務者　畑岡　幸治
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
茨城県那珂郡東海村舟石川54　エミネンスオガワＤ棟２号、住民票上の住所茨城県日立市日高町１丁目31番35号
債務者　長山　佳代
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２８９号
愛知県犬山市字東北野190番地１　11棟402
債務者　進藤　英子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第９４号
岡山県津山市山方57番地３
債務者　今津　義夫
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第９７号
岡山県苫田郡鏡野町小座924番の１地
債務者　谷本　広志
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１４３号
茨城県龍ケ崎市長山４丁目１番地１　５棟404号室
債務者　今泉　幸代
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４５号
茨城県取手市取手２丁目７番８―802号
債務者　堀越　正則
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
茨城県取手市井野910番地７
債務者　垣内　栄二
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第５２３号
千葉県柏市西柏台１丁目１番６号　ＭＡＲＩＯ初石201号
債務者　川島　聖
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１５２号
長野県須坂市大字須坂45番地５
債務者　風間　政澄
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３６４号
岐阜県美濃市松森2058番地
債務者　市原芙貴子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１６８７号
名古屋市北区新堀町13番地
債務者　村田　里子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６９２号
神戸市須磨区若草町２丁目11番地の16
債務者　中川　和夫
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６号
熊本県玉名郡和水町瀬川2227番地
債務者　堤　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
熊本地方裁判所玉名支部